

川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、処理業者等に対して、必要な行政指導を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。なお、この指針は、川崎市行政手続条例（平成7年条例第37号）第34条の趣旨に基づく行政指導指針である。

(用語の定義)

第2条 この指針における用語の定義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (2) 収集運搬業者等 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業について、法第14条第1項（新規許可）、同条第2項（更新許可）、第14条の2第1項（変更許可）、第14条の4第1項（新規許可）、同条第2項（更新許可）、又は第14条の5第1項（変更許可）の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。
- (3) 処分業者等 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業について、法第14条第6項（新規許可）、同条第7項（更新許可）、第14条の2第1項（変更許可）、第14条の4第6項（新規許可）、同条第7項（更新許可）又は第14条の5第1項（変更許可）の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。
- (4) 処理業者等 収集運搬業者等及び処分業者等をいう。
- (5) 積替え保管業者等 収集運搬業者等のうち積替え又は保管を行う者又は行う予定の者をいう。
- (6) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業をいう。

(処理業者等の責務等)

第3条 処理業者等は、周辺地域の生活環境の保全及び公衆衛生に配慮し、市の施策に協力するものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、処理業者等に対し、改善を求めることができる。
- 3 処理業者等は、前項の規定により市長から改善を求められた場合は、その対策を講じるものとする。

(事業用地に関する基準)

第4条 積替え保管施設及び処分施設の事業用地の基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、工業専用地域、工業地域又は準工業地域を用いること。
- (2) 学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）、老人福祉施設、身体障害者施設、更生援護施設等との間に十分な距離が保たれていること。
- (3) 業を行うための十分な広さが確保されていること。
- (4) 土砂崩れ、地滑り等災害が発生するおそれがないこと。

(積替え保管施設及び処分施設に関する基準)

第5条 積替え保管施設の基準は、別紙1のとおりとし、処分施設の基準は別紙2のとおりとする。

2 施設全体の掲示板の基準は別紙3のとおりとする。

(事前協議)

第6条 次の第1号から第3号に該当する者(以下「事前協議申込者」という。)は、川崎市産業廃棄物処理業に係る事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める事前協議申込書等を市長に提出し、その事業内容等について、事前協議を行うものとする。

ただし、第4号に該当するものを除く。また、市長が認める場合はこの限りではない。

(1) 積替え保管業者等又は処分業者等で新規許可の申請をしようとする者。

(2) 積替え保管業者等又は処分業者等で変更許可の申請をしようとする者。

(3) 積替え保管業者等又は処分業者等で、積替え保管施設又は処分施設の設置場所、構造、規模等に関する変更を行おうとする者。

(4) 積替え保管業者等又は処分業者等で、積替え保管施設又は処分施設について、既存の施設と同一敷地内で、周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないと市長が認める変更を行う者

2 事前協議申込書等の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、提出部数を指定することができる。

3 第1項の事前協議申込書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。

4 事前協議申込者は、第7条第2項による市長の指導又は指示を受けた場合は、対策を講じるとともに措置状況等の報告を市長へ行うものとする。

(事前協議に係る市長の指示等)

第7条 市長は、事前協議申込書等の提出があった場合は、その内容の確認及び事前協議申込者からの聴取並びに必要な応じて法第19条に基づく立入検査を行うものとする。

2 市長は、前項に基づく事前協議申込書等の確認の過程において、事前協議申込者に対し、計画の変更等を指導し、又は提出された事前協議申込書等の訂正等を指示することができる。

3 市長は、前項に基づく指導又は指示を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該計画の実現困難な状況にあると認められる場合は、計画の中断を指示することができる。

4 市長は、前項に基づき中断した場合は、事前協議申込者等に対して事前協議申込書等の取下げを勧告することができる。

(事業計画)

第8条 次に掲げる者(以下「事業計画者」という。)は、要領で定める事業計画書等を市長に提出し、その内容について、確認を受けるものとする。

(1) 第6条第1項第1号から第3号に該当し、事前協議を経た者

(2) 第6条第1項第4号に該当する者

(3) 積替え保管業者等又は処分業者等で更新許可の申請を行おうとする者

2 事業計画書等の提出部数は、正本1部、その写し2部とする。ただし、市長は、特に必要

と認めるときは、提出部数を指定することができる。

- 3 第1項の事業計画書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるものを除く。
- 4 事業計画者は、第9条第2項による指導又は指示を受けた場合は、対策を講じるとともに措置状況等の報告を市長へ行うものとする。

(事業計画に係る市長の指示等)

- 第9条 市長は、事業計画書等の提出があった場合は、その内容の確認及び事業計画者からの聴取並びに必要な応じて法第19条に基づく立入検査を行うものとする。
- 2 市長は、前項に基づく事業計画書等の確認の過程において、事業計画者に対し、事業計画の変更等を指導し、又は提出された事業計画書等の訂正等を指示することができる。
 - 3 市長は、前項に基づく指導又は指示を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該事業計画の実現困難な状況にあると認められる場合は、事業計画の中断を指示することができる。
 - 4 市長は、前項に基づき中断した場合は、事業計画者等に対して事業計画書等の取下げを勧告することができる。

(周辺住民等への周知)

- 第10条 第8条第1項第1号に該当する事業計画者で事業計画を確認された者は、当該事業計画について、次に規定する者(以下「周辺住民等」という。)へ周知するものとする。
- ただし、事業用地が処分業者等の場合は、工業専用地域を、積替え保管業者等の場合は、工業専用地域及び工業地域を除く。
- (1) 事業用地が借地のときは、土地の地権者
 - (2) 原則として処理施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
 - (3) 隣地の地権者
 - (4) 近隣の農業関係者(土地改良組合施行区画内にあるときは、同組合を含む。)
 - (5) 近隣の水路利用者(水路利用組合があるときは、同組合を含む。)
 - (6) 上記以外で、市長が必要と認める者
- 2 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行う場合は、あらかじめ、要領で定める事業計画周知書等を市長に提出するものとする。
 - 3 事業計画周知計画書等の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、提出部数を指定することができる。
 - 4 第2項の事業計画周知計画書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。
 - 5 事業計画者は、周辺住民等に対し当該事業計画について周知を行った場合は、速やかに、要領に定める事業計画周知報告書等を市長に提出するものとする。
 - 6 事業計画周知報告書等の提出部数は、正本1部、その写し1部とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、提出部数を指定することができる。
 - 7 第5項の事業計画周知報告書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。
 - 8 事業計画者は、事業計画に関して、周辺住民等との合意形成が図れない場合は、事業計画の見直しを行うものとする。

(事業計画周知計画書等及び事業計画周知報告書等に係る市長の指示等)

- 第11条 市長は、事業計画周知計画書等に不備が認められるときは、具体的内容を周知し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 2 市長は、事業計画周知報告書等に不備が認められるときは、具体的内容を周知し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 3 市長は、周辺住民等からの意見が合理的であると認める場合で、事業計画者が、その意見に対し、対策が図れないと認められる場合は、事業計画者に対して事業計画書等の取り下げを勧告することができる。

(申請及び届出)

- 第12条 市長は、産業廃棄物処理業の許可申請又は再交付申請があったときは、申請書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであること(以下「申請の形式上の要件」という。)に適合することを確認し、申請の形式上の要件に適合しないときは、申請者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 2 要領で定める許可申請書等及び要領で定める再交申請書等の必要部数は、正本1部、その写し1部とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、提出部数を指定することができる。
- 3 要領で定める許可申請書等及び要領で定める再交申請書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるものを除く。
- 4 市長は、変更届、廃止届又は欠格要件該当届(以下「変更届出書等」という。)があったときは、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていること(以下「届出の形式上の要件」という。)に適合していることを速やかに確認し、届出の形式上の要件に適合しないときは、届出者に具体的内容を周知し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 5 要領で定める変更届出書等の必要部数は、正本1部、その写し1部とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、提出部数を指定することができる。
- 6 要領で定める変更届出書等を、本市電子申請システムを利用して提出する場合は、書面での提出は省略するものとする。ただし、原本を確認する必要があるものを除く。
- 7 市長は、許可申請又は変更届出書等の提出があった場合は、必要に応じて、法第19条に基づく立入検査を行うものとする。

(許可証の返還)

- 第13条 産業廃棄物処理業の許可証の交付を受けた者は、表1に掲げる返還事由に対応する許可証を市長に返還すること。

表1 返還する許可証

返還事由	川崎市長に返還する許可証
産業廃棄物処理業の許可の取消し処分を受けたとき	既存の許可証
産業廃棄物処理業の許可の有効期限が到来し、許可の効力を失ったとき	既存の許可証
産業廃棄物処理業の更新許可申請を行い、新たな許可証	更新許可前の許可証

の交付を受けたとき	
産業廃棄物処理業の変更許可申請を行い、新たな許可証の交付を受けたとき	変更許可前の許可証
産業廃棄物処理業の許可証の書換えを要する変更届出を行い、新たな許可証の交付を受けたとき	書換え前の許可証
亡失した許可証を発見したとき	発見した許可証

(経理的基礎に関する指導事項)

第14条 産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎に関する指導事項として、次に掲げる事項を満たす経理状態を保つよう努めること。

- (1) 産業廃棄物処理業について利益が計上できていること。
- (2) 自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること。
- (3) 産業廃棄物処理に係る計画において、設備投資に要する資金等を踏まえ、適切な収益が見込まれていること。
- (4) 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。
- (5) 役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
- (6) 中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。
- (7) 最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていること。
- (8) 各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払が適切に履行されていること。

附則

(施行期日)

第1条 この指針は、平成26年10月1日から施行する。

(旧指針の廃止)

第2条 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業に係る指導指針（平成18年4月1日）及び産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分業に係る指導指針（平成18年4月1日）は、廃止する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙1)

積替え保管施設に関する基準

(構造等に関する基準)

第1条 積替え保管施設の構造等の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業用地全体

- ア 周囲には、みだりに人が立ち入らないように、原則として高さ3メートル以上の鋼板、ブロック塀等を用い、雨風等により破損しない構造の囲いが設けられていること。
ただし、安全面等から、特に支障がないと認められる場合は、ネットフェンス等の構造とすることができる。
- イ 作業時間以外に人が立ち入らないように、入口等には、施錠可能な門扉等が設けられていること。
- ウ 入口等の見やすい場所に、産業廃棄物積替え保管施設である旨を記載した表示板等が設けられていること。
- エ 積替え保管施設の維持管理及び産業廃棄物の搬入、搬出等に係る管理事務等を行うための管理事務所が設置されていること。
- オ 場内排水、雨水等の浸出液を、公共水域等に放流する場合は、必要に応じて、適切な排水処理設備が設けられていること。
- カ 原則として周囲には、開渠又はその他の施設が設けられ、外部からの雨水等の流入が防止されること。
- キ 搬入車両、重機等が、周辺道路の交通の妨げにならないように、駐車場等の待機できる場所が十分に確保されていること。
- ク 必要に応じて、運搬車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。
- ケ 周辺環境との景観の調和及び緑化への配慮がされていること。

(2) 積替え場所及び保管場所

- ア 敷地境界からの距離を適正に確保すること。
- イ 運搬能力に応じた適正な容量であること。
- ウ 床面は産業廃棄物、汚水等の流出及び地下浸透を防止するため、コンクリート舗装等の不透水性構造であること。
- エ 自重、積載荷重その他車両等の荷重及び地震力上安全な構造であること。
- オ 保管場所には、保管場所ごとに、法に規定する必要事項を表示した掲示板が設けられていること。また、併せて運搬先及び排出事業者を表示すること。
- カ 保管場所は、排出事業者が特定でき、産業廃棄物管理票との整合性が図れるように必要な措置が講じられていること。
- キ 積替え場所及び保管場所は、車庫、資材置場等として使用しないこと。
- ク 安定型産業廃棄物の保管場所は、建築物内に設けられていること。
ただし、適切な措置が講じられ、騒音、振動、粉じん等、生活環境上支障がないと認められる場合はこの限りではない。
- ケ 非安定型産業廃棄物の積替え場所及び保管場所は、建屋内に設けられていること。
ただし、建屋内と同等の適切な措置が講じられ、生活環境上支障がないと認められる場合はこの限りではない。
- コ 液状の産業廃棄物の保管場所は、産業廃棄物の流出防止のため、防液堤、レベルゲ

ージ、警告装置等の設備の設置又は対策が講じられていること。また、流出した場合、周囲に拡散しないよう対策が講じられていること。

サ 保管する産業廃棄物の積み上げることのできる高さは概ね3メートル以下とする。

ただし、囲い及び容器の構造、積替え作業及び保管の安全性、産業廃棄物の飛散及び流出の危険性等を考慮し、適正に保管できると認められる場合はこの限りではない。

シ 可燃性の産業廃棄物を保管する場合は、消火器等の適切な消火機器が備え付けられていること、又は消火設備が設けられていること。

ス 産業廃棄物の上に重機を乗せて作業を行うことのないよう、重機を使用する場合は、作業するにあたって、積替え場所及び保管場所とは別に十分な広さが確保されていること。

セ 積替え場所は、適切な作業が行えるように、原則として面積が150平方メートル以上確保されていること。ただし、建設工事等から生ずる産業廃棄物の分別を行う場合は、面積が250平方メートル以上確保されていること。

(3) 積替え又は保管を含む産業廃棄物収集運搬業の事業の用に供する運搬施設

ア 保管する産業廃棄物の性状に適した運搬車両を有していること。

イ 保管する産業廃棄物の数量に応じた運搬能力を有していること。

(管理体制)

第2条 産業廃棄物積替え保管施設の管理体制等の基準は、次のとおりとする。

(1) 搬入、保管及び搬出

ア 積替え保管施設について、搬入又は搬出のうち、いずれかを自ら行うこととし、保管行為のみを行うことはできない。また、他の積替え保管施設への搬出は行わないこと。

イ 排出事業者と産業廃棄物の処理委託契約を締結しているかを即座に確認できる体制が整えられていること。また、搬入量の過多等により、保管上限を超えることがないような管理体制が整えられていること。

ウ 産業廃棄物管理票の回付、写しの送付等を的確に行える体制が整えられていること。

エ 保管した産業廃棄物の搬出は、排出事業者が特定できるようにすること。また、それを管理できる体制が整えられていること。

オ 保管した産業廃棄物は7日以内に搬出すること。性状が変化する産業廃棄物については3日以内に搬出すること。

カ 複数の排出事業者から同一種類の産業廃棄物を同一の保管場所で保管する場合にあつては、産業廃棄物の混合による性状変化が起こらないことを事前に確認できる体制が整備されていること。

(2) 悪臭、騒音、振動又は粉じんの防止

ア 有機性汚泥、動植物性残さ等腐敗性のある産業廃棄物については、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。

イ 車両、重機等の使用については、その稼動に伴う著しい騒音、振動又は粉じんの発生により周囲の生活環境の保全に支障をきたさないものであること。

ウ 臭気を発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合は、臭気の発散を防止するため、原則として建屋内で保管すること。屋外で保管する場合は、密閉容器に保管する等、必要な措置が講じられていること。

エ 粉じんを発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合は、粉じんの飛散を防止

- するため、散水栓等の散水設備を設ける等必要な措置が講じられていること。
- オ 産業廃棄物の保管及び粉じんを発生する作業を行う場合は、粉じんの発生を防止するため、散水等の必要な措置が講じられていること。
- (3) 施設の保守点検等
- ア 施設の機能を正常に維持するため、保守点検が適宜行われること。なお、液状の産業廃棄物の保管施設にあつては、定期的に漏洩検査が行われること。
- イ 重機その他設備等の機能点検が定期的に行われること。
- ウ 設備等に異常があった場合は、補修等の必要な措置が速やかに講じられること。
- (4) 防火対策
- ア 消火器等の消火設備は、所定の能力が発揮できるように点検整備を行い、常に十分な管理がされていること。
- イ 可燃性の産業廃棄物を保管する場合は、火気の取扱いに十分注意し、管理できる体制が整っていること。
- (5) 事故時の措置
- ア 産業廃棄物又は産業廃棄物から生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したこと等により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずること。
- イ 関係機関への連絡体制が整えられていること。
- (6) 記録及び保存
- ア 法に規定する事項を記載した帳簿を事業用地内に設置した管理事務所に備え、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。
- (7) その他
- ア 作業時間及び受入時間については、周辺の状況に応じ、生活環境の保全上の支障をきたさないよう配慮すること。
- イ 車両等の出入りについては、周辺の道路事情を十分に考慮し、交通安全の確保を図られていること。

(別紙2)

川崎市産業廃棄物処分施設に関する基準

(施設)

第1条 処分施設の種類等は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること（原則、アからウに該当すること。）。

- ア 産業廃棄物を再生する処理施設
- イ 産業廃棄物を減量減容化する処理施設
- ウ 産業廃棄物を安定化・無害化する処理施設
- エ 産業廃棄物を処分するための処理施設

(2) 原則として、移動式の施設でないこと。ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限りではない。

- ア 産業廃棄物の処分を行う場所が、当該産業廃棄物の排出事業場内であること。
- イ 産業廃棄物を、固定式で処分を行う施設へ運搬し、処分するより、排出事業場内で処分することが、明らかに合理的であると認められること。
- ウ 産業廃棄物を排出事業所内で処分を行うことが、環境保全上安全であること。

(構造等に関する基準)

第2条 処分施設の構造等の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業用地全体

- ア 周囲には、みだりに人が立ち入らないように、高さ3メートル以上の鋼板、ブロック塀等を用い、雨風等により破損しない構造の囲いが設けられていること。ただし、安全面等から、特に支障がないと認められる場合は、ネットフェンス等の構造とすることができる。
- イ 作業時間以外に人が立ち入らないように、入口等には、施錠可能な門扉等が設けられていること。
- ウ 入口等の見やすい場所に、産業廃棄物処分施設である旨を記載した表示板等が設けられていること。
- エ 施設の維持管理及び産業廃棄物の搬入、搬出等に係る管理事務等を行うための管理事務所が設置されていること。
- オ 場内排水、雨水等の浸出液を、公共用水域等に放流する場合は、必要に応じて、適切な排水処理設備が設けられていること。
- カ 周囲には、開渠又はその他の施設が設けられ、外部からの雨水等の流入が防止されること。
- キ 搬入車両、重機等が、周辺道路の交通の妨げにならないように、駐車場等の待機できる場所が十分に確保されていること。
- ク 必要に応じて、運搬車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。
- ケ 周辺環境との景観の調和及び緑化への配慮がされていること。

(2) 共通基準

処分施設の共通の基準として、原則として、次に掲げる事項のほか、規則第12条各号に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準を遵守すること。

- ア 敷地境界からの距離を適正に確保すること。

- イ 処分に係る設備は、建築物内に設けられていること。
- ウ 床面は産業廃棄物、汚水等の流出及び地下浸透を防止するため、コンクリート舗装等の不透水性構造であること。
- エ 特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。)の処分を行う場合は、当該特別管理産業廃棄物を分析できることのできる設備が備えられていること。

(3) 個別基準

産業廃棄物処分施設の個別の基準として、原則として、次に掲げる事項のほか、規則第12条の2各項に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準を準用し、遵守すること。

ア 焼却施設

感染性産業廃棄物の焼却施設にあつては、感染性産業廃棄物を衛生的に投入できる設備が設けられていること。

イ 廃酸又は廃アルカリの中和施設

- (ア) 中和槽及びpH調整槽には、pHメーター及び記録装置が設けられていること。
- (イ) 廃酸、廃アルカリの性状等を測定する機器が備え付けられていること。

ウ 破碎(切断を含む。)施設

- (ア) 破碎施設は、建屋と独立した強固な基礎に固定されていること。
- (イ) 必要に応じて、建屋の壁は、防音のための措置が講じられていること。

エ 特定有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

- (ア) 固型化物中の特定有害物質を測定する機器が備え付けられていること。
- (イ) 固型化工程から発生する排水を循環使用する措置が講じられていること。

オ 熔融施設

(ア) 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障をきたさないようにすることができる排ガス処理設備に湿式のものが含まれる場合は、排水ろ過装置が設けられていること。

(イ) 次の要件を備えた熔融設備が設けられていること。

- a 熔融室の温度が産業廃棄物の熔融に適した温度(廃石綿等の熔融施設にあつては、摂氏1500度)以上の状態で産業廃棄物を熔融することができるものであること。
- b 熔融室の温度を速やかに産業廃棄物の熔融に適した温度(廃石綿等の熔融施設にあつては、摂氏1500度)以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。
- c 熔融室の温度を管理するため、必要に応じて熔融室の温度を連続的に監視できる装置が設けられていること。
- d 産業廃棄物の変質に十分な滞留時間が得られる熔融設備であること。

(ウ) 感染性産業廃棄物の熔融施設にあつては、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備が設けられていること。

カ 選別施設

- (ア) 混合状態の産業廃棄物を選別するために必要なトロンメル、振動ふるい、磁選機、風力選別機等の設備が設けられていること。
- (イ) 選別した産業廃棄物を処分するために必要な焼却、破碎、圧縮等の設備が設けられていること。

(4) 産業廃棄物の保管場所

- ア 敷地境界からの距離を適正に確保すること。
- イ 施設の処理能力に応じ、十分な容量が確保されていること。
- ウ 自重、積載荷重その他車両等の荷重及び地震力上安全な構造であること。
- エ 床面は産業廃棄物、汚水等の流出及び地下浸透を防止するため、コンクリート舗装等の不透水性構造であること。
- オ 保管場所は、排出事業者が特定でき、産業廃棄物管理票との整合性が図れるように必要な措置が講じられていること。
- カ 保管場所は、車庫、資材置場等の別の用途として使用しないこと。
- キ 保管場所は、原則として、建築物内に設けられていること。ただし、適切な措置が講じられ、騒音、振動、粉じん等について、生活環境上支障がないと認められる場合はこの限りではない。
- ク 液状の産業廃棄物の保管施設は、産業廃棄物の流出防止のため、防油堤、レベルゲージ、警告装置等の設備の設置又は対策が講じられていること。また、流出した場合、周囲に拡散しないよう対策が講じられていること。
- ケ 保管する産業廃棄物の積み上げることのできる高さは概ね3メートル以下とする。ただし、囲い及び容器の構造、積替え作業及び保管の安全性並びに産業廃棄物の飛散及び流出の危険性等を考慮し、適正に保管できると認められる場合はこの限りではない。
- コ 可燃性の産業廃棄物を保管する場合は、消火器等の適切な消火設備が設けられていること。
- サ 産業廃棄物の上に重機を乗せて作業を行うことのないよう、重機を使用する場合は、作業するにあたって、保管場所とは別に十分な広さが確保されていること。

(維持管理基準)

第3条 処分施設の維持管理基準は、次のとおりとする。

(1) 共通基準

処分施設の共通の基準として、原則として、規則第12条の6各号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の基準を遵守すること。

(2) 個別基準

処分施設の個別の基準として、原則として、規則第12条の7各項に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の基準を準用し、遵守すること。

(管理体制)

第4条 産業廃棄物処分施設の管理体制等の基準は、次のとおりとする。

(1) 管理体制

ア 排出事業者と産業廃棄物の処理委託契約を締結しているかを即座に確認できる体制が整えられていること。また、搬入量の過多等により処理能力及び保管上限を超えることがないよう管理体制が整えられていること。

イ 産業廃棄物管理票の回付、写しの送付等を的確に行える体制が整えられていること。

(2) 悪臭、騒音、振動及び粉じんの防止

ア 有機性汚泥、動植物性残さ等腐敗性のある産業廃棄物については、悪臭等が発生しないような措置が講じられていること。

イ 車両、重機等の使用については、その稼動に伴う著しい騒音、振動又は粉じんの発

生により周囲の生活環境の保全に支障をきたさないものであること。また、必要に応じて、車両、重機等は低騒音等の物を使用すること。

ウ 臭気を発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合は、臭気の発散を防止するため、原則として建屋内で保管すること。なお、屋外で保管する場合は、密閉容器に保管する等、必要な措置が講じられていること。

エ 粉じんを発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合は、粉じんの飛散を防止するため、散水栓等の散水設備を設ける等必要な措置が講じられていること。

オ 産業廃棄物の保管、処分に関し、粉じんを発生する作業を行う場合は、粉じんの発生を防止するため、散水等の必要な措置が講じられていること。

(3) 施設の保守点検等

ア 施設の機能を正常に維持するため、保守点検が適宜行われること。なお、液状の産業廃棄物の保管施設にあつては、定期的に漏洩検査が行われること。

イ 重機その他環境保全に係る設備等の機能点検が定期的に行われること。

ウ 設備等に異常があった場合は、補修等の必要な措置が速やかに講じられること。

(4) 防火対策

ア 消火器等の消火設備は、所定の能力が発揮できるように点検整備を行い、常に十分な管理がされていること。

イ 可燃性の産業廃棄物を処理する場合は、火気の取扱いに十分注意し、管理できる体制が整っていること。

(5) 事故時の措置

ア 産業廃棄物から生じた汚水若しくは気体等が飛散し、流出し、地下に浸透し、並びに発散したこと等により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずること。

イ 関係機関への連絡体制が整えられていること。

(6) 記録及び保存

ア 法に規定する事項を記載した帳簿を事業用地内に設置した管理事務所に備え、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

イ 施設の補修及び維持管理に関する点検及び検査の結果並びにその他必要事項を記録し、3年間保存すること。

(7) その他

ア 作業時間及び受入時間については、周辺の状態に応じ、生活環境の保全上の支障をきたさないよう配慮すること。

イ 車両等の出入りについては、周辺の道路事情を十分に考慮し、交通安全の確保を図られていること。

(別紙3)

施設全体の掲示板に関する基準

1 積替え保管施設の掲示板

- (1) 施設の入口等の見やすい場所に表示すること。
- (2) 材質は、耐水性のもので十分な強度を有すること。
- (3) 下地は白色、文字は原則として緑色とすること。
- (4) 次の表の項目を記載すること。

(特別管理) 産業廃棄物の積替え・保管施設	
業者名	川崎 株式会社
業者住所	川崎市川崎区宮本町1番地
施設住所	川崎市川崎区浮島町〇〇番地
施設責任者名	川崎 二郎 電話()-XXX-YYYY
許可番号	川崎市許可 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
許可の有効期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
積替えのための保管上限	55.5 m ³
積み上げることができる高さ	3.5 m
積替え保管できる (特別管理) 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類

2 処分施設の掲示板

- (1) 材質は、耐水性のもので十分な強度を有するものとする。
- (2) 下地は白色、文字は原則として、緑色とすること。
- (3) 施設の入口等の見やすい場所に取り付けること。
- (4) 次の表の項目を記載すること。

(特別管理) 産業廃棄物の中間処理場所	
業者名	川崎 株式会社
業者住所	川崎市川崎区宮本町1番地
施設住所	川崎市川崎区浮島町〇〇番地
施設責任者名	川崎 二郎 電話()-XXX-YYYY
許可番号	川崎市許可 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
許可の有効期限	平成 年 月 日から平成 年 月 日
処理方法、最大処理能力	破碎 2t/日
産業廃棄物の種類	金属くず

*